

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 条例改正の趣旨

平成31年3月に策定しました「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、小高病院の一部病床を総合病院に移管するとともに、小高病院を廃止するため、必要な条例改正を行うものです。

2 市立病院病床再編の概要

総合病院が相双医療圏の基幹病院として役割を果たすため、現在提供している医療・病床（230床）を維持・強化しながら、小高病院の一部病床（現在99床のうち70床）を総合病院に移管し、相双医療圏で不足している回復期等の病床機能を新たに追加するものです。

また、小高病院については、上記のとおり小高病院の一部病床を総合病院に移管することに合わせ、廃止するものです。

変更前	市立総合病院 230床（一般病床170床、特例救急病床10床、 特例リハビリテーション病床50床） 市立小高病院 99床（一般病床48床、療養病床51床） 計329床
変更後	市立総合病院 300床（一般病床250床、療養病床50床） 市立小高病院 0床（廃止） 計300床

3 条例改正の概要

（1）条例改正の内容

市立病院病床再編に伴う条例改正

【総合病院の病床数に関する規定の改正】

第3条第3項の別表第3の「一般病床170床、特例救急病床10床及び特例リハビリテーション病床50床」を「一般病床250床及び療養病床50床」に改める。

【小高病院の名称、位置、診療科目及び病床数に関する規定の削除】

第2条の別表第1から「南相馬市立小高病院」及び「南相馬市小高区東町三丁目8番地」を削除する。

第3条第2項の別表第2から「南相馬市立小高病院」及び「内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科」を削除する。

第3条第3項の別表第3から「南相馬市立小高病院」及び「一般病床48床、療養病床51床」を削除する。 【次頁に続きます】

その他必要な条例改正

【総合病院の診療科目に関する規定の改正】

第3条第2項の別表第2の「消化器科」を「消化器内科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改めるとともに、同別表に「血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目」を追加する。

(2) 条例の施行日

令和元年11月1日(予定)

4 条例改正等に向けた主なスケジュール

	日付	項目
1	7月12日(金)	鹿島区地域協議会(報告)
2	7月18日(木)	小高区地域協議会(報告)
3	7月19日(金)	原町区地域協議会(報告)
パブリックコメント7月17日(水)～8月5日(月)		
4	8月6日(火)	鹿島区地域協議会(諮問)
5	8月6日(火)	小高区地域協議会(諮問)
6	8月7日(水)	原町区地域協議会(諮問)
7	8月8日(木)	南相馬市立病院運営審議会(諮問)
8	9月	市議会定例会
9	議決後	病院開設許可事項の変更許可申請・許可等
10	11月1日	施行

以上